

環境に係る情報協議会 国営造成施設管理事業(直轄管理) 篠津地区

1. 事業の概要(案)

◆事業の目的

本地区は、国営篠津土地改良事業(S26～S46)によって造成された石狩川頭首工と篠津幹線用排水路を一体的に管理し、篠津地域の水田に安定した用水供給を行うものである。

しかし、代かき期間の短縮や深水かんがいに必要な用水の確保のため、国営篠津中央二期土地改良事業(H8～H28)により、石狩川頭首工の全面更新が実施されることから、国営造成施設管理事業(S40～)の内容を見直すものとする。

◆管理施設

○石狩川頭首工 1箇所

- ・現計画
コンクリート固定堰(堤長 155m、排砂ゲート 2門)
- ・変更計画
可動堰(堤長 257.0m、土砂吐ゲート 1門、洪水吐ゲート 5門)

○篠津幹線用排水路 L=23.2km(土水路)

2. 地域の環境に対する考え方

(江別市、当別町、新篠津村、月形町田園環境整備マスタープランより)

◆農村環境の現状

- ・石狩川と野幌原始林とともに豊かな自然の恵みをもたらし、(中略)多数の動植物が生息している。(江別市)
- ・篠津運河を貴重な財産として、(中略)植樹など積極的に行動している。(新篠津村)
- ・(中略)石狩平野の一部を有し当別川に沿った帯状の肥沃な耕地からなっている。(当別町)
- ・平地の大部分は(中略)泥炭地層から成っており、(中略)石狩川頭首工から篠津運河に導水された水は、(中略)地域の水田を潤している。(月形町)

◆農村環境の課題

- ・(中略)水や緑を基調とした、農村交流拠点や親水性豊かな公園整備を図り、風土に根ざした個性的な環境づくり。(当別町)
- ・(中略)景観性の整備促進や自然生態系(中略)に配慮した農業用排水路の整備。(月形町)

3. 事業における環境との調和への配慮方針

◆基本方針

本地域に生息する魚類の生息環境の保全に努める。

1) 施工時の配慮

①魚類の生息環境に配慮した仮設工

・篠津幹線用排水路の流入工補修に伴い濁水が発生するため、濁水処理槽を設け自然沈殿した後、篠津幹線用水路へ放流しており、今後も同様に、濁水処理を行う。

2) 施工後の配慮

①石狩川頭首工の管理

・融雪時や洪水時において、魚道内に土砂等が堆積した場合は、角落しで上流を締め切り堆積土砂の除去を行う。

・魚道は、共用開始後に数年のモニタリング調査を行い検証する予定である。